

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 29 年 1 月 31 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 吉見 友弘
	専門監督官 小林 敏行
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

建設工事現場に対して一斉監督を実施

- 12 月に集中的に実施 -

厚生労働省和歌山労働局(局長 中原正裕)では、建設業における労働災害防止を図るため、管内 5 か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される 12 月の時期に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 130 現場
- 2 期 間 平成 28 年 12 月
- 3 実施結果
 - (1) 監督指導を実施した 130 現場(211 事業場)のうち 75 現場(57.7%)において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った。実施結果については、別紙のとおり。
 - (2) 主な法違反については、
 - ア 足場や作業床から墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったものが 100 事業場
 - イ 安全衛生管理体制に問題があったものが 60 事業場であった。
 - (3) 違反が認められた 75 現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた 10 現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。

【今後の方針】

県内における休業 4 日以上労働災害の約 15%は建設業で発生し、業種別では製造業に次いで多く、特に死亡災害については約 5 割を建設業が占めている状況にあります。今回の一斉監督においても、6 割近い現場で労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、今後も、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

指導の対象となった主な事例

【事例 1】

マンションの外壁改修工事現場において、足場の躯体側（建物側）及び妻側（端側）に墜落防止のための手すり等が設置されておらず、また、足場の組立て等作業に必要な資格を持つ作業主任者の職務が適切に行われていなかったもの。

【事例 2】

木造住宅の新築工事現場において、2階の開口部に囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置が講じられておらず、また、木造建築物の組立て等作業に必要な資格を持つ作業主任者の職務が適切に行われていなかったもの。

【事例 3】

道路改修工事現場において、クレーン機能を持たないドラグショベルを用途外で使用し、敷鉄板を吊り上げる作業を行っていたもの。

【事例 4】

道路改修工事現場において、コンクリートカッターを用いたコンクリートブロックの裁断作業の際、コンクリートカッターに飛来防止用の覆いが無く、かつ、労働者に保護メガネ及び防じんマスクを着用させていなかったもの。

平成28年12月 和歌山労働局一斉建設現場監督指導実施結果 概要

(実施期間:平成28年12月1日～12月26日)

		建築現場	土木現場	その他	解体工事	合計
監督現場数		64	60	5	1	130
監督事業場数		121	83	6	1	211
発注者別	公共	18	57	4	1	80
	民間	44	2	1	0	47
	公団等	2	1	0	0	3
	合計	64	60	5	1	130
請負金額別	1億9千万円未満	34	48	5	1	88
	1.9～10億円未満	26	10	0	0	36
	10億円以上	4	2	0	0	6
	合計	64	60	5	1	130

措置状況		元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請
法違反	現場数	46		26		3		0		75	
	事業場数	42	60	19	24	3	1	0	0	64	85
うち使用停止 命令等	現場数	9		1		0		0		10	
	事業場数	8	6	1	0	0	0	0	0	9	6
指導票	現場数	13		4		0		0		17	
	事業場数	11	5	4	1	0	0	0	0	15	6